

# 臨時的任用職員

## 非常勤講師

(県費会計年度任用職員)

登録を随時

募集します



海老名市立小・中学校で教職員（教諭・養護教諭・事務職員）（臨時的任用職員・非常勤講師）として働いていただける方の登録を随時、行っています。

### ～募集内容～

#### 【希望する職】

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 小学校教員       | 小学校の普通免許状  |
| ② 中学校教員       | 中学校の普通免許状  |
| ③ 養護教諭(小・中学校) | 養護教諭の普通免許状 |
| ④ 事務職員(小・中学校) | なし         |

#### 【必要な免許状】

- ・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当する人は申し込めません。
- ・教員免許状取得見込みの方の採用は免許状取得後になります。
- ・令和4年7月1日に教員免許更新制が廃止され、旧教員免許状所有者で休眠状態のものは、特に手続を行われなくても生涯有効になります。詳細は、お問い合わせください。

### ～待遇等・登録方法～

- 【臨時的任用職員】** (1) 給与・勤務時間 正規職員に準じます。  
(2) 任用期間 3ヶ月程度から1年までの任用となります。  
(3) 休 暇 任用期間に応じて、有給休暇等が与えられます。  
(例) 任用期間が4ヶ月の場合には有給休暇は5日。
- 【非常勤講師】** (1) 給 与 週当たりの授業時間数または勤務時間に応じて支給します。  
(2) 任用期間 任用の事由により異なります。  
(3) 休 暇 勤務期間、週当たりの勤務時間に応じて有給休暇等が与えられます。
- 【登録方法】** 就学支援課へ電話連絡後、必要書類を持参して同課に提出の上、登録・面接を行います。※教員免許状取得見込みの方も登録することができます。
- 〈必要書類〉
- ・履歴書（写真付き）
  - ・写真1枚（履歴書に貼り付けたものとは別のもの）
  - ・所持している教員免許状すべての原本とコピーを各1部
  - ・取得見込みの方は取得見込証明書
  - ・教員免許更新制に係る証明書（対象者のみ）
- 【選考方法】** 面接（別途、指定します）
- 【その他】** (1) 学校から紹介の依頼があった場合、条件の合う登録者の方に打診させていただきます。その後、学校長・県教委と面談をし、双方合意であれば任用が開始されます。  
(2) 学校が求める条件によっては、登録していただいても任用に至らない場合があります。あらかじめご了承ください。

**【連絡先】** 046-235-4918（平日9:00～17:00）  
海老名市中新田377 えびなこどもセンター2階  
海老名市教育委員会 就学支援課

